

**平成30（2018）年度第2次岐阜大学交換留学生（派遣）  
募集要項**

1 趣 旨

本募集は、岐阜大学学則第47条又は大学院学則第38条の規定に基づき、本学と学術交流協定を締結している外国の大学に学生（外国人留学生を除く。）を派遣することにより、学生の国際交流意識を高め、国際感覚を備えた人材の養成を図ることを目的とする。

2 応募対象者

平成31年1月から3月までの間に留学を開始し、半年間又は1年間の学術交流協定大学へ交換留学生として短期留学を希望する者。

3 応募資格

本募集に応募することのできる者は、次の要件をすべて満たす者とする。

- (1) 学業成績が優秀で、人格等が優れている者（前年度のGPAが1.5以上であること）
- (2) 希望する留学先の大学が必要とする成績及び教育を受けるのに十分な外国語の能力を有する者（学内申請の時点で、協定大学の定めるTOEFL-iBT最低スコアの85%を取得していること。または、協定大学の定めるIELTS最低スコアから1.0を引いた点数以上を取得していること。）
- (3) 帰国後も引き続き本学において学業を継続する意志を有する者

4 募集の人数

学術交流協定大学間で定める交換留学生数の範囲内

5 交換留学生の決定

学長は、岐阜大学グローバル推進本部会議の議を経て候補者を選考し、候補者が留学先の大学の入学許可及び当該国の入国査証を取得したときに、その者を交換留学生として決定する。

6 交換留学生の資格取消し

短期留学生が次のいずれかに該当するときには、派遣期間中を含め留学を取消すものとする。

- (1) 成業の見込みがないと判断されたとき。
- (2) 3の資格を欠くこととなったとき。
- (3) 留学生たるに相応しくない非行のあったとき。

7 その他

- (1) 本募集では、平成30（2018）年度岐阜大学短期留学（派遣）奨学金募集要項に基づき、奨学生の選考を同時に実施する。
- (2) 派遣先大学の授業料は不徴収となるほか、本学における授業料の減免措置は適用される。
- (3) 岐阜大学交換留学生と決定された者は、「留学報告書」（指定様式あり、1,500字程度、写真等添付）を、毎月留学支援係へ提出すること。また、留学を終了し帰国後は速やかに「学習成果報告書」を学長宛に提出すること。